

加地温第11号
令和6年7月12日

宮城県知事 村井嘉浩 殿
(環境対策課扱い)

加美町長 石山敬貴



C S 宮城やくらいG C 太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する
意見について（提出）

令和6年6月18日付け環対第120号で通知のありましたこのことについて、環境の
保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担当：地球温暖化対策室 地球温暖化対策係
電話：0229-63-8008
FAX：0229-63-2937
E-mail：gw-taisaku@town.kami.miyagi.jp



別紙

C S 宮城やくらいG C 太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

1 今般、判明した当該事業の対象事業用地の不正取得と考えられる経緯について

当該事業者による対象事業用地の取得経緯に関して、重大な懸念事項が発覚し、加美町として、現在、調査を行っている。詳細な事の経緯は、以下のとおりである。

対象事業用地は、「やくらいサイズゴルフ俱楽部」と称するゴルフ場であり、このゴルフ場の運営管理を株式会社チームトレインが行っている。平成 25 年、株式会社チームトレインは、ゴルフ場の経営が行き詰まったことを理由に、後に、当該事業の対象事業用地となるゴルフ場の土地を、加美町が買い取るよう要請してきた。このゴルフ場は、加美町の主要な観光地である「薬萊山」の西側に位置し、ゴルフ場自体、誘客の主たる役割を担ってきた。当時の町の考えとしては、「株式会社チームトレインの経営悪化による倒産等があった場合、ゴルフ場の土地が外資または反社会的勢力等への転売を防ぐ」ことを目的に、町がこのゴルフ場の土地を購入したものである。ゴルフ場の運営に関しては、町と賃貸借契約を取り交わし、引き続き、株式会社チームトレインが行っていた。

令和 3 年 3 月、株式会社チームトレインは、「ゴルフ場の土地を担保に融資を得て、ゴルフ場の整備を行い、利用客数の向上を図る」とし、加美町に対して、この土地の買戻しを求めてきた。この意向を受け町は、「ゴルフ場の継続」を条件に買値と同額で、この土地を株式会社チームトレインに売り戻すことにした。令和 3 年 4 月 23 日、町は、加美町議会に対して、株式会社チームトレインが「ゴルフ場を継続する」との意思を伝え、売り戻しの可否を問う議案を提出した。議会においては、様々な意見及び疑念が發せられたものの、「株式会社チームトレインによるゴルフ場の継続」を条件に、株式会社チームトレインへの「土地の売り戻し」が議会で承認された。

しかし、同日の令和 3 年 4 月 23 日、株式会社チームトレインは、CS 宮城加美町合同会社の前身であるティーダー・パワー110 合同会社に、このゴルフ場の土地を売り渡す契約を締結し、即日転売を行った。町及び議会は、ゴルフ場の継続を条件に、株式会社チームトレインに土地の売り戻しを行ったにも関わらず、太陽光発電施設の設置を目的にティーダー・パワー110 合同会社に即日転売を行ったことは、株式会社チームトレインが、町と議会に対して嘘の説明を行い町と議会を欺罔して、ゴルフ場の土地を町から取得したと判断せざるを得ない。

ティーダー・パワー110 合同会社の継承会社である CS 宮城加美町合同会社が進めてきた太陽光発電施設設置に向けた環境アセスに対して、加美町は通常の行政事務の一環と捉え、肅々と進めてきた経緯がある。しかし、今回、当該土地を巡り、上記したような大きな瑕疵が顕在化したことにより、町及び議会、加えて、町民感情においても、当該太陽光発電事業に関して大きな変化が起きている。令和 6 年 7 月 5 日に開催された加美町議会「再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会」においては、一連のゴルフ

場の土地売買に対する疑惑等の理由により、全会一致で、当ゴルフ場への太陽光発電施設設置への反対が表明された。加えて、町民の間でも、署名活動等による太陽光発電施設設置の反対運動が活発化している状況にある。

以上のことから総合的に判断して、町は株式会社チームトレイインに対し、詐欺による刑事告訴及び株式会社チームトレイインとCS宮城加美町合同会社の両社に対して、土地の返還を求める民事訴訟を行うべく、準備中である。加えて、令和6年7月8日に、町及び議会として、共同記者会見を実施し、正式にCS宮城加美町合同会社が進めているCS宮城やくらいGC太陽光発電事業に対して、「反対」の意を表した次第である。

2 全般的事項

(1) 環境影響評価法等に基づき、事業者が令和6年4月に3回開催した住民説明会では、参加者から厳しい意見が多く、様々な懸念が高まっている。また、対象事業用地の取得経緯に関しては、当町でも問題視しており多くの疑惑が生じている。

こうした地域での懸念の解消に向けては、事業者は追加的な説明や対応を柔軟に行いながら、事業に対する理解を得た上で、地域と共生した太陽光発電事業を行うことが重要ではあるが、地域の理解が深まらない場合は、計画の見直しやゼロ・オプションについて検討すること。

(2) 太陽光発電事業は、二酸化炭素排出量の削減、地球温暖化防止に貢献するものの、大規模な事業であるため住民の生活環境や自然環境への影響が懸念される。また、最近はメガソーラー発電所からの火災事故が相次いで発生していることから、周囲の山林に延焼した際の大規模山林火災が懸念される。万が一火災が発生した場合に備え、消防署や近隣住民、関係機関と協議し十分な対策を講じること。

(3) 町、前土地所有者及び地域住民代表は、対象事業実施区域を対象とする「やくらいリゾート開発（西薬菜地区）に関する協定書」を締結しており、協定には、災害の防止、公害の防止、排水施設の整備等、農業用ため池（調整池W9）の管理などの項目が含まれている。自然環境の保全と地域住民の安全と健康を守る観点から、協定内容を承継し協定を遵守すること。

加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を遵守すること。

(4) 太陽光発電事業が、地域住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないよう、適切に環境保全措置を講じること。

3 個別的事項

(1) 騒音、振動

宮城県環境影響評価技術審査会における専門家の意見も踏まえ、施設の稼働における騒音について再評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または十分に低減する措置を講じること。また、影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うこと。

(2) 水質

新設する調整池等の掘削においては、相当量の掘削土の発生が予想されることから、大雨による土砂流出が懸念される。事業実施区域内を起点とする蛇沢やため池（調整池 W9）は、下流にある芋沢地区の農業用水としても利用されていることから、適正な保全管理を徹底するとともに、降雨等により土砂、濁水等が流出しないよう対策を講じること。

(3) 地形及び地質

宮城県環境影響評価技術審査会における専門家の意見も踏まえ、薬菜山の範囲を再認定して事業の実施による影響を再調査、予測及び評価し、影響がある場合は区域から除外し、太陽光発電設備の適切な配置等を検討すること。

(4) 土地の安定性

準備書では、対象事業実施区域周辺に土砂災害警戒区域及び土砂災害危険個所が存在しているが、調整池及び砂防施設があることから問題ないと予測している。しかし、近年、全国的に大雨等による大規模な自然災害が発生しており、土地の改変の影響による災害の誘発が懸念されるため、災害分野の専門家等からの意見を踏まえ、事業の実施による災害への影響を適切に調査、予測及び評価し、災害を誘発する可能性がある場合は、対象事業実施区域から除外すること。

(5) 動物、植物及び生態系について

動物、植物及び生態系への環境影響を抑制するため、次の措置を検討すること。

ア 対象事業区域及びその周辺は、薬菜山鳥獣保護区や県立自然公園船形連峰が存在しており、事業実施による希少な動植物の生息・生育への影響を最大限低減させるため、関係機関と協議を行い、適切な環境保全措置を講じること。

イ 事業実施区域にはツキノワグマ、ニホンザル、イノシシなどが生息しており、これらの鳥獣による農作物被害が深刻化している。近年は、ツキノワグマの目撃・出没件数が増加し、これまであまり出没しなかった人里付近や市街地でも出没や痕跡が確認されていることから、事後調査を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要

に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。

ウ カモシカの移動能力が高いことから移動経路の遮断・阻害に係る影響は低減できるとしているが、高さのあるフェンスを設置すれば移動経路が遮断・阻害されることが想定されるため、関係機関と協議を行い、専門家等からの意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。

(6) 景観

景観に関する適切な調査、予測及び評価を行うため、必要となる環境保全措置と併せて評価書に記載すること。

ア 薬葉山山頂には、毎年、元日早朝に多くの登山者（参拝者）が訪れるところから、眺望点②薬葉山山頂上付近と③薬葉山神社奥宮からの眺望について、積雪期の調査を行い再評価すること。

イ 最寄りの住宅が存在する④鹿原地区からの眺望について、北西側だけでなく、標高が高い北側の眺望について再評価すること。

ウ 太陽光パネルが写るフォトモンタージュがないため、事業による景観の変化を確認することができない。選定した調査地点から視認できないのであれば、視認できる地点を新たに選定し、フォトモンタージュを作成すること。

エ ジャパンエコトラックやくらい周遊ルートについて、太陽光パネルに挟まる地点における盛土や緑化等の対策後のフォトモンタージュを作成すること。

オ 宮城県環境影響評価技術審査会における専門家の意見も踏まえ、薬葉山上空からの景観への影響について再評価すること。

(7) 人と自然とのふれあいの活動の場

対象事業実施区域までの工事関係車両の主な走行ルートは、年間100万人以上が往来する薬葉施設へ観光ルートである。工事車両、資材運搬車両等の走行に際しては、観光客や周辺環境への影響を及ぼすことのないよう運行計画を徹底すること。なお、夜間の走行に際しては、近隣の土地利用者に影響を及ぼさないよう計画を立て運行すること。

(8) 廃棄物等

産業廃棄物を対象事業区域内で一時的に保管する場合は、飛散、流出のほか濁水の発生を防止するための措置を確実に実施し、適切な環境保全措置を講じること。

太陽光発電事業の終了後は、工作物等を速やかに撤去し、国が定めるガイドライン等に基づき適切に処理すること。

(9) 放射線の量

放射性物質濃度（土壤）調査に関する技術審議会の意見を踏まえ、追加調査、予測及び評価した上で、影響を回避又は十分に低減する措置を講じること。

(10) 文化財

対象事業実施区域内は、埋蔵文化財包蔵地が多数存在しており、施工内容に応じた対応が必要となることから、県、町の関係部署と計画進捗の情報共有を行うこと。特に施工内容の変更が生じた場合には、早急に再協議を行うこと。

(11) その他

- ・事業期間中は、搬入・搬出に際し、交通安全管理を遵守し、必要と認める箇所に誘導員を配置する等、交通事故防止対策・安全対策を行うこと。
- ・地域住民からの苦情等に対しては、誠意をもって迅速かつ適切な対応を行うこと。
- ・事業開始決定後は、速やかに地域住民への周知を行うこと。